

国民年金

節目、節目には 届け出を

保健医療課国保年金係
☎0824-73-1158

日本に住所のある人は、20歳から60歳までの40年間、誰もが国民年金に入ります。40年の間には、就職や結婚、引越、転職、退職などさまざまな節目が訪れます。

その節目ごとに、国民年金の加入の種類や保険料の納め方も変わりますので、その都度届け出が必要になります。届け出を忘れると、将来受け取る年金額が減額になったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、節目、節目には忘れずに届け出ましょう。

本年度の月額保険料は
15,040円

※国民年金保険料は、平成29年まで段階的に毎年引き上げられることになっています。

～届け出は14日以内に確実に～

国民健康保険 保険証の切り替え 忘れていませんか？

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

就職や退職、就学などによる異動がもつとも多い4月。職場の健康保険への加入や脱退をしたときは、14日以内に必要な書類をそろえて保険証の切り替えの手続きを行ってください。

異動の届け出をしないまま国保の資格が残っていると、国保税が課税されたままになってしまいます。また遡って国保に加入したときは、それまでの国保税をまとめて納付しなければならぬ場合もあります。

資格のない保険証で医療機関にかかると、保険給付を誤って受けてしまうことになり、医療費を清算しなければならぬ場合があります。

自分の加入している保険制度をしっかりと把握して、正しい保険証で医療機関にかかりましょう。

○20歳以上の学生の皆さん○

「学生納付特例制度」の申請を

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。ただし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

この制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害

●被保険者の種別

加入者は職業などによって3つのグループに分かれています。

第1号被保険者	自営業者、学生、フリーター、無職の方など。加入手続きは市役所国民年金担当窓口で行います。
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している方。加入手続きは勤務先が行います。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

	こんなときに	これを持って市役所へ
国保に加入するとき	他の市町村から引越してきたとき	他市町村の転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことの証明書・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことの証明書・印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に引越すとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の保険証・印鑑
その他の届出	退職者医療制度(※)の対象となったとき	保険証・年金証書・印鑑
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証・印鑑
	修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書・印鑑

※退職者医療制度…65歳未満の方で、厚生年金や共済年金などの加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上あり、年金を受給されるようになったときに加入する国保です。

●手続き先

市民生活課戸籍住民係
または各支所市民生活室

年金を受けることができなくなり、また、注意してください。

届け出が必要なとき	手続きの内容	持参するもの
勤務先を退職した(厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者に切り替えます。(第3号被保険者に該当する場合は除く。)	①印鑑 ②年金手帳 ③社会保険などの資格を喪失した証明書(勤務先が作成)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めた	第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替えます。	①印鑑 ②年金手帳 ③社会保険などの資格を喪失した証明書(勤務先が作成)
他の市町村から転入した市内で転居した	住所変更の手続きを行います。日本年金機構から届く各種郵送物の送付先を変えます。(厚生年金の方は、勤務先で手続き)	①印鑑 ②年金手帳
氏名が変わった(婚姻、離婚、養子縁組など)	氏名変更の手続きを行います。	①印鑑 ②年金手帳
20歳になった(厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	①日本年金機構から届いた書類 ②印鑑

出前トーク

利用しませんか？

市が取り組んでいる政策やさまざまな事業について、市の職員が地域に出向いて説明・懇談する「出前トーク」を本年度も実施します。ぜひご利用ください。

●対象

市内に在住、通勤・通学するおおよそ10人以上が参加するグループや団体

●実施時間

原則として平日の9時から21時までで2時間以内。

●会場

申込団体・グループで準備してください。

●その他

開催を希望する日の2週間前までに情報政策課へ申し込んでください。

メニューがないテーマでも受け付けていますのでご相談ください。

※申込書・メニューの一覧は、情報政策課と各支所、自治振興センターなどにあります。市ホームページ(申請書ダウンロードページ)からもダウンロードできます。

※政治、宗教または営利を目的とした集会などは除きます。

●問い合わせ

情報政策課広報広聴係
☎0824-73-1159
FAX0824-72-3322

安心・安全な毎日のために

山火事に注意しましょう！

毎年この時期は空気が乾燥し、山火事が多発しています。その多くが3月から6月にかけて集中して発生しており、出火原因は、野焼き、火入れ、たばこなど、人の不注意によるものが多数を占めています。火災を起こさないよう、次のことに注意してください。

- 風の強い日や、乾燥した日は屋外で火を使用しない。
- 野焼きを行う際は必ず水バケツなどの消火用具を準備する。
- 草焼きなどを行う際はその場を離れず、焼却後は完全に消火する。
- たばこの火は必ず消し、吸殻は投げ捨てない。

野焼き、火入れを行なう場合は火事の誤認通報を防ぐために、事前に最寄りの消防署へ届出をしましょう。

■平成25年山火事予防運動統一標語■

「山の火事

もとは小さな火種から」

「ゴミの野焼きはやめましょう！」

◇ゴミの野外焼却は法律により禁止されています◇

●野外焼却禁止の例外(消火用具の準備を)
●病害虫の付着した木の枝の焼却など
●河川管理者が行う伐採した草木の焼却など

- 災害時の応急対策、凍霜害防止のための稲わらの焼却など
- 農業、林業、漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる、あぜ草・稲わら・下枝・もみ殻などの焼却
- 落ち葉たき、たき火、庭草・剪定木くずの焼却、キャンプファイヤーなど

※火事の誤認通報を防ぐために、事前

にお近くの消防署・出張所へ「火災とまざらわしい煙または火炎を発生する恐れのある行為」の届け出をしましょう。

